

1 総第 1 4 7 6 号
令和 2 年 3 月 1 8 日

亀岡市議会議長
齊 藤 一 義 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

事 件 訂 正 請 求 書

件 名 第 4 7 号 議 案 亀 岡 市 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 レ ジ 袋 の 提 供
禁 止 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

2 月 2 1 日 に 提 出 し た 上 記 事 件 を 、 次 の 理 由 に よ り 別 紙 の と お り 訂 正 し た い の で 請 求 し ま す 。

理 由 審 議 を 付 託 さ れ た 「 環 境 厚 生 常 任 委 員 会 」 の 審 議 過 程
に お け る 審 議 内 容 を 踏 ま え 、 別 紙 の と お り 訂 正 し ま す 。

別 紙

「第 4 7 号議案 亀岡市プラスチック製レジ袋の 提供禁止に関する条例の制定について」訂正内容

第 9 条中「事業者」を「市民等及び事業者」に改める。

附則第 1 項を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条及び第 1 4 条の規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。